

平成21年 6 月 10 日

社団法人日本印刷産業連合会

「国と特に密接な関係がある」特例民法法人への該当性について

当法人は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 108 号。以下「改正法」という）による改正後の国家公務員法（昭和22年法律第 120 号。以下「改正国公法」という）第 106 条の24第 1 項第 4 号及び改正法附則第12条並びに独立行政法人通則法（平成11年法律第 103 号）第54条の 2 第 1 項において準用する改正国公法第 106 条の24第 1 項第 4 号及び改正法附則第 10 条において準用する改正法附則第 12 条、職員の退職管理に関する政令（平成20年政令第 389 号）第32条及び附則第 4 条、特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令（平成20年政令第 390 号）第18条及び附則第 3 条、職員の退職管理に関する内閣府令（平成20年内閣府令第83号）第 9 条及び附則第 3 条、並びに特定独立行政法人の役員の退職管理に関する内閣府令（平成20年内閣府令第 84 号）第 8 条及び附則第 3 条の諸規定に規定する「国と特に密接な関係がある」特例民法法人に該当しないので、その旨公表いたします。

[本件連絡先]

電話 03-3553-6051

FAX 03-3553-6079